

令和 7 年度 第 4 回山梨地方最低賃金審議会

とき：令和 7 年 9 月 16 日
ところ：山梨労働局

次第

1 開会

2 議事

- (1) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）
- (2) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて
- (3) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（答申）
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）
- (5) 特定最低賃金改正決定について（諮問）
- (6) 特定最低賃金専門部会の設置等について
- (7) 特定最低賃金専門部会の専決決議について
- (8) その他

3 閉会

第4回山梨地方最低賃金審議会 配席表

日時：令和7年9月16日(火)

午後1時00分～

場所：山梨労働局1F大会議室

門野委員

今井委員

後藤委員

岡松委員

石垣委員

公益委員

小林委員

櫻井委員

白倉委員

船渡委員

松長委員

労側委員

長谷川委員

早川委員

丸茂委員

山岸委員

依田委員

使側委員

事務局

監督課長

労働基準部長

労働局長

賃金室長

室長補佐

傍聴席

出入口

山梨地方最低賃金審議会
審議資料

(第4回本審議会)

令和7年9月16日

令和7年度 第4回審議会 (R7.9.16)

配付資料目次

1	最低賃金法（抜粋）	1
2	最低賃金審議会令（抜粋）	3
3	異議申出書（山梨県労地域ユニオンほか）	5
4	最低賃金決定の仕組み	13
5	令和7年度最低賃金改正等の推進について	15

最低賃金法（抜粋）

第11条（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

【8/27 公示】

2 前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

【9/11 異議申出締切】

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならぬ。

【本日 9/16 諮問】

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日から15日を経過するまでは、前条第1項の決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

第14条（地域別最低賃金の公示及び発効）

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

【9/29 官報公示】

2 第10条第1項の規定による地域別最低賃金の決定及び第12条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

【12/1 効力発生（指定）】

第25条（専門部会等）

最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求めるときは、専門部会を置かなければならない。 **【専門部会設置は必須】**

3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

【山梨では各側3名】

4 第23条第1項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。

最低賃金審議会令(抜粋)

第3条（委員の推薦）

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

- 2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

第6条（最低賃金専門部会）

最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員）の数は、9人以内とする。

（第2項、第3項省略）

- 4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者（関係者の団体を含む。）」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦（都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適当でないと認める候補者に係る推薦を除く。）」と読み替えるものとする。
- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。
- 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第2項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。
- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

2025年9月4日

山梨労働局
局長 岩崎 充 様

山梨県労地域ユニオ
委員長
甲府市徳行

2025年度山梨県最低賃金額改定に対する異議申出書

山梨地方最低賃金審議会が、2025年度最低賃金の引き上げ答申を行いました。今回の引き上げ答申は、中賃の引き上げ目安の63円引き上げについて山梨の地賃においては+1円の64円引き上げ答申したものです。私たちは、最低賃金制度が今日の暮らしの実態からして本当に実効あるものとするために、中賃の目安から大きく引き上げることを強く願い「異議申し出」を以下の理由で行います。

記

1. 最低賃金の大幅引き上げで県内労働者の暮らしの改善、地域経済活性化をすすめる事

今日の労働者・国民の暮らしは物価高騰の中で塗炭の苦しみの中にあります。政府は今年の春闇で5.52%の賃上げが実現していると報じていますが、物価高騰はより激しく暮らしを直撃し実質賃金はマイナスとなっています。7月の帝国データーベンクの発表では4月に続いて8月の飲食料品の値上げは1010品目、10月には3000品目が見込まれます。山梨中銀の調査レポート2025年7月号では、県内551人の調査結果でも「生活実感は悪化」とし1年前と比べた暮らしは「良くなった」7.4%に対して「悪くなった」が34.9%と報告されています。さらに秋にむけて米価の高騰が続くと予想され家計の圧迫は必至です。こうした中で今回の答申額では極めて不十分とかんがえます。また県内の9割以上を占める中小零細企業の賃上げは大手企業との格差が大きく、賃上げも思うようにできない実態です。中小への賃上げ支援策も山梨をはじめ全国のいくつかの自治体で行われていますが、十分な効果がありません。とくに県内の最低賃金の大幅引き上げは切実です。最低賃金引き上げ波及効果は、家計とともに地域経済にとっても大きな効果が期待されます。

今回の地賃の答申は、例年以上の引き上げ額が示されました。昨今の暮らしから見ると不十分であり、物価高騰に対応できる大幅引き上げを求めます。

2. 地域間格差を是正する大幅引き上げとともに全国一律最賃制度の実現を求める事

現在の最低賃金制度は、目安を受けて地域最低賃金の決定が行われていますが、この仕組みを改定し全国一律最低賃金制度の実現によって地域間格差を是正をすることが必要と考えます。山梨においては首都圏との格差が解消されることが、県内労働者の賃金引上げにつながり、同時に県内雇用の改善に向けた大きな効果が期待できます。首都圏に近く賃金に格差がないという事になれば雇用拡大とともに県民の人口増にもつながります。こうした趣旨からも県知事が労働局に引上げ要請したことを私たちは歓迎します

今回の改定に当たっては、山梨の最賃を大幅に引上げて首都圏との格差を解消すること、同時に全国一律最低賃金の確立による根本解決を強く望むものです。

3. 答申額では健康で文化的な暮らしを維持することはできない ただちに1500円以上にすること。

健康で文化的な生活を維持するためには、県内最低賃金が実態に見合う金額であることが求められます。しかし、今回の答申に基づく最低賃金では不十分です。988円から25年度は64円の答申で最低賃金額は時間給1052円となります。これは月額換算すれば月間労働時間を毎勤統計5月の数値を適用し126時間としても月額約13万2500円です。これを甲府市の生活保護の実質額と比較するなら今回の引上げ改定では最賃生活者が下回ることになります。私たちの組合員調査でも甲府市内で単身者の絶対的必要経費は、電気、ガス、水道代だけでも1.5万から2.5万円、食費3.5万円などで最低でも5万円以上、家賃や社会保険料など公的負担を加えると12万円以上となり、月間経費は最低でも20万円以上、普通に暮らすには25万円以上が必要です。

私たちは、早期に時給1500円以上に改定することを求めます。仮に時給1500円で労働時間を1日8時間月間160時間労働とすれば、月額賃金は24万円、130時間台としても約20万となります。最低賃金を1500円以上にすることは、切実な緊急課題です。大幅な引き上げを強く求めます。

4. 最低賃金の効力発生日については、例年どおり10月実施を目指すこと。

5. 審議会においては、最低賃金にかかわる労働者の意見陳述の機会を設けること。

以上



山梨労働局
局長 岩崎 充 様

山梨県医療労働組合連合
執行委員長
住所 甲府市徳行4丁目3-
電話番号 055-287-6117

2025年度山梨県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月27日、山梨地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を64円引き上げ、1,052円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、コロナ禍による患者数減少、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護・福祉の提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。そのことから、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、賃金改善はすすまず、一時金の引き下げ回答も増えました。その中においても、私たちは国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめました。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から、24年の診療報酬と介護報酬改定に24年2.5%、25年2.0%の賃上げ支援策を盛り込みましたが、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容とはなっていません。それどころか、報酬改定が示した賃上げ率にも届かず、24春闘、25春闘では他産業が軒並み5ケタの賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りにされています。その結果、全産業平均賃金との格差が拡大しています。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしを直撃している中、答申された金額に大幅な上積みをすることは必要不可欠であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の山梨県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

7.9.9

賃金連合

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給1700円以上が必要でとなっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額1700円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

2025年9月 9日

山梨労働局
局長 岩崎 充様

山梨県労働組合総連
議長
住所 甲府市徳行
電話番号 055-28

2025年度山梨県最低賃金額改定に対する異議申出書

労働者の労働条件のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

山梨地方最低賃金審議会は8月27日、25年度の山梨県最低賃金の改定について、現行の98円を64円引き上げて1052円にすると答申しました。64円の引き上げ改定が答申されたことに対して、貴職及び関係者各位のご努力とご奮闘に改めて敬意を表します。しかしながら、この最低賃金額は、労働者・県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には届いていません。ここに更なる引き上げを求め、山梨県労働組合総連合として、下記の異議を申し出ます。

1. 人間らしい生活ができる最低賃金への引き上げをお願いします。

答申通り時給1052円の場合、月額16万8,320円（月160時間就労で計算した場合）となり、年収では201万9,840円です。

非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、その多くは最低賃金近傍の時給で働くを得ない状況にあります。急激な物価高騰などにより、実質賃金の低下が続き、このままでは、社会機能の維持に欠かせないエッセンシャルワーカーを含めた多くの労働者の生活破綻を防ぐことはできません。世界に目を向けると、すでにオーストラリアで約2,395円となっているのをはじめ、イギリス約2,133円、ドイツは約2,088円です。日本の最低賃金の水準は欧米の水準に届いていません。

一日8時間働けば人間らしい生活ができるように、私たちは「今すぐ時給1,500円以上」を要求します。社会保険料企業負担の減免をはじめとした、中小企業への支援策の充実や強化を国に働きかけていただくとともに、最低賃金の大幅な引き上げを強く要請します。

2. 地域間格差是正のために山梨県の最低賃金引き上げをお願いします。

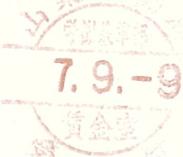
今年度の東京都の最低賃金は答申通りであれば1,226円で、山梨県との格差は174円となります。月収では2万6,970円、年収では32万3,640円もの格差が生じます。県内の労働者が、最低賃金の高い地域に流れていく原因のひとつであり、地域社会の活力も失われてしまします。

全労連では、全国各地で「最低生計費試算調査」を実施し、全国どこでも月額24万円（時給1,500円）以上が必要であり、地方でも都市部でも大きな差がないことを明らかにしました。また、今年も地域間格差が大きい地方においては、8月27日の時点で秋田県のプラス16円をはじめ24地方（昨年最終27地方）で目安額を上回る答申が出されています。山梨県においても早急に隣県との格差は正を図るべきです。

ランク分けをやめ、中小企業への支援を拡充して、全国一律最低賃金制度創設を国に求めていただくとともに、地域間格差是正のためにも答申を大幅に上回る引き上げを強く要請します。

3. 県への支援策も求め、大幅引き上げをお願いします。

昨年の最賃改定で徳島県は、50円の目安に34円上積みし、84円の引き上げを行いました。それに伴って、県として1人あたり正社員5万円、非正規社員3万円を一時金として企業に支給する県独自の支援策を行いました。その結果、徳島県の実質賃金は9カ月連続でプラスとなっています。徳島の事例は、地域経済を活性化する新たな方向性をしめしています。答申を大幅に上回る引



き上げとともに、実効ある企業への支援策実施を県知事に求めるよう要請します。

4. 例年通り10月実施をお願いします。・

効力発生日が12月1日になる理由は、「昨年を上回る最賃引き上げとなるため、使用者側への配慮をした」とのことですが、最賃及び最賃近傍で働く方々の生活は大変な状況に追い込まれています。12月1日では遅すぎます。例年10月に効力発生としてきたことから、10月中の効力発生日とすることを強く要請します。

5. 意見陳述の機会を設けて下さい。

審議会で女性や非正規労働者が意見陳述をおこなう機会を設けること。要望のある組織からの意見陳述を認めることを要請します。

以 上

2025年9月9日

山梨労働局長
岩崎 充 様

ユーチューブ労働
中央執行委員長

2025年度 山梨県最低賃金の 改正決定に対する異議申し出書

「山梨地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議の申し出を行います。

記

1. 山梨県の最低賃金を時間額 1052 円とすることに不服を申し立て、最低賃金額のさらなる引き上げを行うよう再審議を求めます。
2. 県内労働者と家族の生計費を確保する最低賃金額の水準、全国一律最低賃金制度、そのための中小企業支援策の拡充について議論を尽くし、審議会を全面的に公開することを求めます。

【理由】

今回の改定額は昨年に続き過去最高の額であり、中央最低賃金審議会の目安以上の改定額としたことは評価できますが、憲法が保障する生活水準を充たす金額には程遠く、この間の物価高騰における生活の困窮、疲弊が解消されるとは言えません。実質賃金が減少し続けていることからも更なる引上げが必要です。また、日本の最低賃金は世界の水準から見ても大きく遅れしており、先進国の中でも安い国とみられています。しかも世界のほとんどの国が最低賃金は一律制度であるにもかかわらず、日本は地域別の制度です。地域別の最低賃金制度は人口流出、地域経済の疲弊につながるものです。どこに生まれ住もうと暮らせる賃金水準が必要です。最低賃金法第1条の「目的」である「労働者の生活の安定」は将来に労働力を引き継ぐためにも重要です。私たちユーチューブ労働組合は上部団体と一緒に全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。これはマーケットバスケット方式で行う生活実感に即した調査です。それによると、全国どこで暮らしても生活にかかる費用は時給換算すると 1500 円を超えていました。どの地域であっても今すぐ 1500 円は必要だという調査結果が提示されています。そのことから、私たちは全国一律最低賃金制度導入と 8 時間働けば労働者の生活が充足される時給 1500 円以上への改定が今すぐ必要だと考えます。

一方で、ここ数年の加速度的な最低賃金の改定額は中小企業の経営に大きな影響を及ぼしています。中小企業の経営が厳しいのは、日本国内の企業間における優越的地位を利用した商習慣や急激な数十年賃金を低く抑える政策をすすめてきたことに対する反動です。日本の 90% を超える中小企業を支え、労働者の雇用を守るためにも、中小企業支援策の拡充が必要です。

昨年の山梨地方最低賃金審議会の異議審では、最低賃金近傍で働く労働者の存在について質問が出されました。その存在について明確にすることはありませんでした。最低賃金同額もしくはほぼ同額で働く労働者は確かに存在しています。国民誰もが健康で文化的な最低限度の生活を保障するためにも、実際に最低賃金で働く人の声を聞くなどし、2025年度最低賃金改定額のさらなる引き上げをしてください。



2025年9月9日

山梨県労働局

局長 岩崎 充様

やまなし公務公共労働組合

執行委員長

山梨自治体一般労働組合

執行委員長

住 所 甲府市徳行4-3-1

電話番号 055-287-6361

2025年度山梨県最低賃金改定に対する異議申立書

貴職におかれましては、日ごろから山梨県内に働く労働者の労働条件や安全確保等にご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、8月27日、山梨県地方最低賃金審議会は、25年度の山梨県最低賃金について現行の988円から64円引き上げ1052円にするとの答申を出しました。このことに貴職及び関係者各位の努力とご奮闘に改めて敬意を表します。

しかし、ここ数年、急速な物価やエネルギー価格の高騰は著しく、政策的に賃金引き上げのムーブメントにも拘わらず、賃金上昇が追いつかず、実質賃金は低下を続いている状況です。

経済の好循環を作り出し、国民が所得の増加と生活の安定を実感し、社会の構成員として安心かつ充実した暮らしを実現するため、さらなる引き上げを求め、下記の通り異議を申立てます。

記

1. 安定した生活及び将来への生活不安・格差を想起させないよう、さらなる実質的な賃金額の改定を求める

・答申通り時給1052円の場合、月額16万8320円（月160時間で算出）となり、年収で201万9840円です。8月に国家公務員への人事院勧告が示されました

が、高卒初任給は月額20万300円です。行政職俸給表の1級1号でも19万580



0円であり、約2.75万円の格差が生じます。手当（ボーナス）が考慮されませんので、今の時代において年収200万円で生活しろ、というのは、あまりに現実を見ない金額と言えます。

いくら、パートタイムあるいは軽作業に従事する、あるいは期間的に通年雇用する対象ではないと言っても、最大換算でも月額17万円では、あまりに生活するには低すぎる金額と言えます。

2.これまで通り、10月1日からの改定を求めます。

これまで、最低賃金の改定日は通例では10月1日からでした。しかし、山梨県では今年度の改定を12月1日からとしました。これでは、実質的に64円の引き上げたとしても2か月改定が遅れれば、2万円の引き上げがずらされることになります。先にも指摘しましたが、この1～2年の物価上昇は目に余るものがあり、しかも主食である米も高どまりしている状況で、県民は節約だけではやりくりできぬと悲鳴を上げている状況です。改定時期を先送りするのではなく、県民のくらしを守る政策的シグナルとして、これまで通りの10月からの改定を強く求めます。なお、最低賃金法第14条によれば、「公示の日から30日を経過した日」とあり、10月1日が難しくとも、法に基づき、速やかに最低賃金を改定していただきたい。

3.全国一律最低賃金へ法改正を山梨県として強く国に求めてください。また審議会として付帯事項として答申に明確に盛り込んでください。

地方審議会が開かれる前段で、厚生労働省は最低賃金の目安として63円を示しました。私たち労働組合は「直ちに1500円に」と運動していますが、国としてもこれまでもない目安額で、これはこれで国民生活を守るために賃上げが必要との危機感を持った表れと評価します。しかし、長崎知事が審議会に要請をするというこれまでにない取り

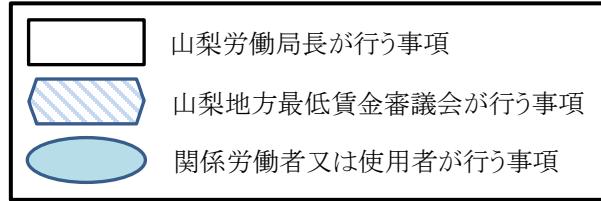
組みをされました。1円の上乗せにとどまりました。そうした下で、関東・東海地域でみれば、山梨県が一番低くなり、中部地方のくくりでみても山梨より低い答申は新潟県のみでその差はわずか2円です。隣県との比較でも、東京174円、神奈川173円、静岡45円、長野9円の差があります。これでは山梨県内で働くより近隣県で働いた方が収入増=手取りを増やす、ことができます。ますます人口流出の起因を作り、特に若年層では一層顕著になることは火を見るより明らかです。関東中部一円で山梨が最下位に近い状況にあるということは、地域経済、および活性化等の指標評価から見ても望ましいものではありません。少なくとも長野県あるいはこれまでほぼ同様額だった群馬県と同等の金額に引き上げるべきだと要請いたします。

その面で、都道府県ごとに最低賃金を決めるという仕組みは、制度疲労を起こし、政策的にも流動的な人口移動を止められず、今後の少子高齢化、人口減の社会の中で、人的資源の流出、労働力不足、必要な職種への人材確保の困難性などますます強めるものでしかありません。これをそのまま放置しておくことは、地域衰退に直結するものです。

その点で、山梨県の審議会としても、全国一律賃金への法改正について、強く国に発信していく責務があると感じます。山梨県から国に対し、全国一律最低賃金制度導入、法改正を意見することを強く求めます。

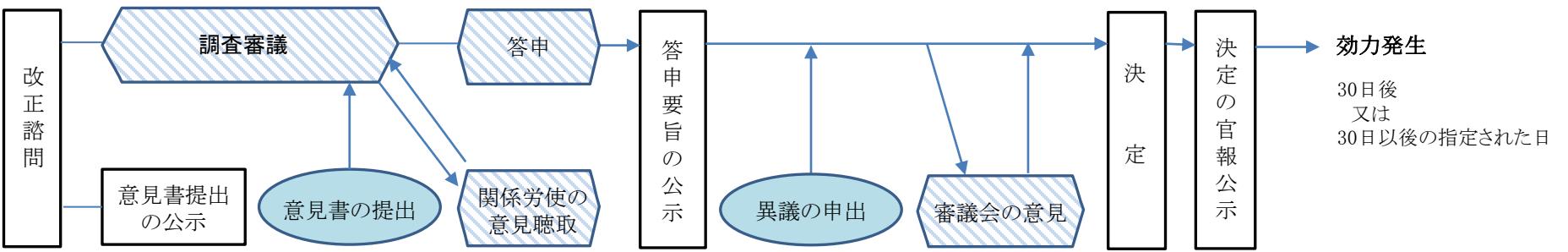
以上

最 低 賃 金 決 定 の 仕 組 み



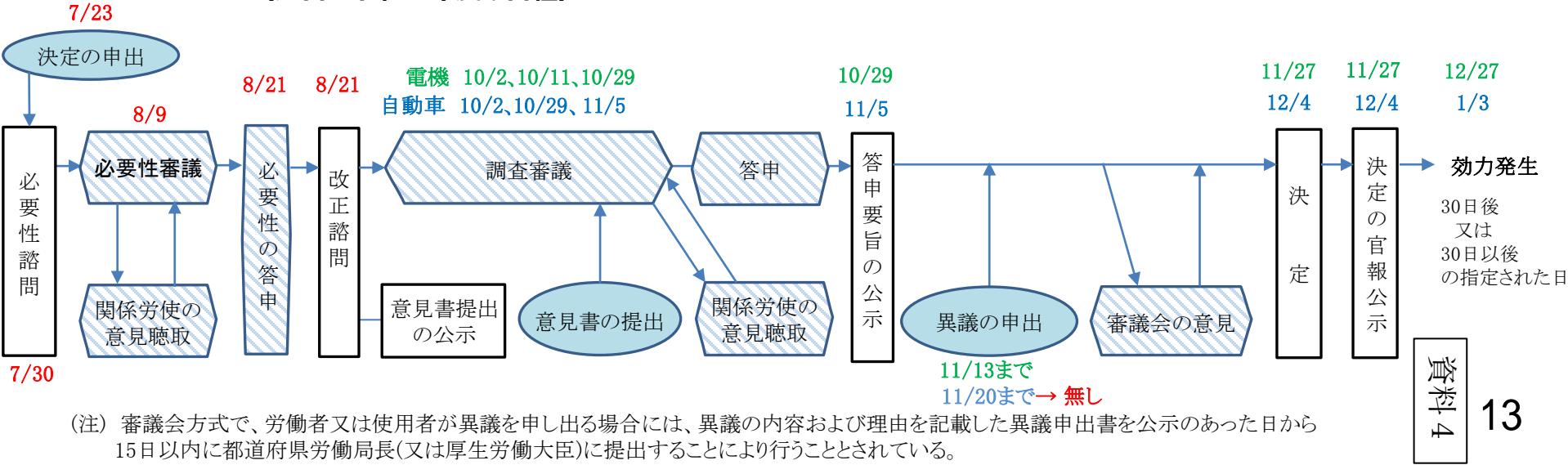
審議会方式による最低賃金

1 地域別最低賃金



2 特定最低賃金

(月日は令和6年度の日程)



(注) 審議会方式で、労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長(又は厚生労働大臣)に提出することにより行うこととされている。

令和7年度 最低賃金改正等の推進について

令和7年3月17日
山梨地方最低賃金審議会

当審議会は、最低賃金改正等の円滑な推進を図るため、審議会の審議運営等について次のとおり定める。

第1 審議会の審議運営等について

- 1 山梨地方最低賃金審議会の下に次の機関を置く。なお、特定の問題について、別途委員会を設ける場合は、審議会において協議した上で設けることとする。
 - (1) 専門部会
 - (2) 特定最低賃金検討委員会
 - (3) 運営小委員会
 - 2 各機関の役割等は、次のとおりとする。
 - (1) 山梨地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）
 - ア 本審は、諮問の受理、答申、議決を行う。また、建議を行うことができる。
 - イ 運営等に係る事項については、関係法令及び山梨地方最低賃金審議会運営規程の定めるところによる。
 - (2) 専門部会
 - ア 専門部会は、地域別最低賃金及び各特定最低賃金の改正等に際してそれぞれ設置し、本審からの付議事項の調査審議を行う。
 - イ 委員数は、関係労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）、関係使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）の各側3名とする。

なお、特定最低賃金専門部会における労働者委員及び使用者委員のうち各1名以上は本審委員を、また、各2名以上は当該決定を行う産業に關係する代表をもって充てる。
 - ウ 専門部会での審議回数は、3回程度で結審するよう努力するが、必要に応じて予備日を設けることができる。
- なお、各回の審議内容はおおむね次のとおりとし、平日に審議を行う。
- 第1回－辞令交付、部会長・同代理選出、審議日程の検討及び賃金状況等の把握
- 第2回－改正等に関する賃金状況等の審議
- 第3回－改正額に関する審議
- 予備日－改正額に関する審議
- エ 特定最低賃金の改正に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における「専門部会の決議をもって本審の決議とする」旨の規定の適用ができることとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限ることとする。
 - オ 特定最低賃金については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会（以下「中

賃審」という。) 答申の「新産業別最低賃金の運営方針」に沿って審議を行う。

また、その運営は平成10年12月の中賃審産業別最低賃金に関する全員協議会報告及び平成14年12月の中賃審産業別最低賃金制度全員協議会報告により行うこととするが、必要がある場合には運営小委員会等において運営面の改善について検討を行う。

カ その他運営等に係る事項については、関係法令及び専門部会運営規程の定めるところによる。

(3) 特定最低賃金検討委員会（以下「特定最賃検討委員会」という。）

ア 特定最賃検討委員会は、特定最低賃金の新設、改正又は廃止に係る申出が見込まれる場合に設け、申出内容について検討し、必要性に係る審議を行う。

イ 委員は、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員から各2名を選出し、会長が指名する。

なお、労働者委員及び使用者委員は、原則として当該検討を行う産業に関する委員をもって充てる。

ウ 運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程に準ずる。

(4) 運営小委員会

ア 運営小委員会は、本審及び専門部会等の効率的な運営を図るために設け、日程及び審議事項の検討・調整等運営全般にわたり協議する。

イ 委員及び運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程の定めるところによる。

3 審議で使用する資料は、原則として次のとおりとする。

- (1) 最低賃金に関する基礎調査による賃金の実態（本年6月分）
- (2) 勤労者世帯の生計費、生活保護に係る施策との整合性（生活保護費と山梨県最低賃金の1か月換算額との比較）に関する資料及び消費者物価指数の推移
- (3) 毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査による賃金の実態
- (4) 新規学卒者の初任給の状況
- (5) 春季賃金引上げ要求と妥結状況
- (6) その他必要な資料

第2 最低賃金改正の審議時期等について

1 山梨県最低賃金の改正諮問については、賃金の改定状況がある程度確認できる時期に受ける。

また、金額の改正審議については、中賃審の目安額が提示される時期に原則として前年度の実績を踏まえて行う。

2 特定最低賃金の改正決定の必要性の諮問及び金額改正等の諮問を受ける時期、また、審議運営は原則として前年度の実績を踏まえて行う。

3 本審議会の審議時期と山梨地方労働審議会における最低工賃の審議時期を考慮し、効率的な審議運営を図る。

4 上記の他、法令・規程等に定めがなく、かつ、審議に必要な事項については運営小委員会で協議し、決定する。

第3 議事録及び審議資料の公開について

本審議会の議事録及び会議の資料については、「山梨地方最低賃金審議会運営規程」に基づき、会議の一部又は全部を非公開としたものを除き、山梨労働局のホームページにおいて公開する。

なお、非公開としたものについても、議事要旨を山梨労働局のホームページにおいて公開するものとする。

(写)

山梨労発基 0916 第 1 号

令和 7 年 9 月 16 日

山梨地方最低賃金審議会

会長 後藤光利 殿

山梨労働局長

岩崎充

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、下記のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があつたので、貴会の意見を求める。

記

1 異議申出日及び申出者

令和 7 年 9 月 4 日 山梨県労地域ユニオン

令和 7 年 9 月 8 日 山梨県医療労働組合連合会

令和 7 年 9 月 9 日 山梨県労働組合総連合

令和 7 年 9 月 9 日 ユーコープ労働組合

令和 7 年 9 月 9 日 やまなし公務公共労働組合・山梨自治体一般労働組合

(案)

令和 7 年 9 月 16 日

山梨労働局長
岩崎 充 殿

山梨地方最低賃金審議会
会長 後藤光利

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和 7 年 9 月 16 日貴職から、8 月 27 日付け山梨県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する下記 1 の者からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記 2 の結論に達したので答申する。

記

1 異議申出者

山梨県労地域ユニオン
山梨県医療労働組合連合会
山梨県労働組合総連合
ユーノープ労働組合
やまなし公務公共労働組合・山梨自治体一般労働組合

2 審議結果

令和 7 年 8 月 27 日付け答申どおり決定することが適當である。

写

令和7年8月19日

山梨地方最低賃金審議会
会長 後藤光利 殿

山梨地方最低賃金審議会
特定最低賃金検討委員会
委員長 今井幸一

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の
有無について（報告）

当委員会は、令和7年8月5日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

今井幸一 門野圭司

労働者代表委員

小林正博 櫻井澄人

使用者代表委員

早川幸夫 山岸正宜

(写)

令和7年8月19日

山梨地方最低賃金審議会
会長 後藤光利 殿

山梨地方最低賃金審議会
特定最低賃金検討委員会
委員長 今井幸一

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（報告）

当委員会は、令和7年8月5日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

今井幸一 門野圭司

労働者代表委員

小林正博 櫻井澄人

使用者代表委員

早川幸夫 山岸正宜

(案)

令和 7 年 9 月 16 日

山梨労働局長
岩崎 充 殿

山梨地方最低賃金審議会
会長 後藤 光利

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 5 日付け山梨労発基 0805 第 1 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

(案)

令和 7 年 9 月 16 日

山梨労働局長
岩崎 充 殿

山梨地方最低賃金審議会
会長 後藤 光利

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 5 日付け山梨労発基 0805 第 2 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



山梨労発基 0916 第 2 号
令和 7 年 9 月 16 日

山梨地方最低賃金審議会
会長 後藤光利 殿

山梨労働局長
岩崎充

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金（平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 3 号）

写

山梨労発基 0916 第3号
令和7年9月16日

山梨地方最低賃金審議会
会長 後藤光利 殿

山梨労働局長
岩崎充

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金
(平成21年山梨労働局最低賃金公示第2号)